

シェアリングエコノミー等新分野の経済活動への的確な対応

令和元（2019）年6月
国 税 庁

シェアリングエコノミー等新分野の経済活動の適正課税の確保に向けた取組の概要

新分野の経済活動・取引例

(主な特徴・傾向)

- ① 広域的・国際的取引が容易
- ② 足が速い
- ③ 取引の実態が分かりにくい
- ④ 申告手続等に馴染みのない方の参入が容易



デジタルコンテンツ



ネット通販・ネットオークション



暗号資産（仮想通貨）



ネット広告（アフィリエイト等）



シェアリングビジネス・サービス

適正申告のための環境作り

国税庁ホームページを通じた情報発信



(掲載内容の例)

- ・確定申告等の税務手続
- ・取引に関する課税上の取扱い

納税者利便の向上



(2019年開始の取組例)

- ・スマートフォン専用画面で申告書作成
- ・QRコードを利用したコンビニ納付

仲介事業者・業界団体を通じた適正申告の呼びかけ

(取組例)

- ・業界団体から会員各社（仲介事業者）へ呼びかけ
- ・仲介事業者から利用者へ呼びかけ

情報収集・分析の充実

プロジェクトチームの設置



- ・全国税局・事務所に設置
- ・関係部署の職員で構成

公開情報から効率的に収集
(インターネット等)

法的枠組みも利用して
非公開の有用情報を収集
(法定調書、情報照会手続等)



各種情報を組み合わせて
課税上問題があると見込まれる納税者を的確に把握

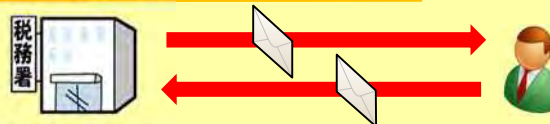


自発的な適正申告の履行を呼びかける必要のある納税者

大口・悪質な申告漏れ等が見込まれる納税者

行政指導の実施

取引の有無・内容を確認（お尋ね）



自主的な申告内容の見直し・申告の必要性の確認を要請（見直し・確認）



※効果的・効率的な実施のため担当部署の設置も検討

厳正な調査の実施

プラットフォーム等からの証拠収集・事実認定



反面調査

外国当局への情報提供要請

ICT事案特有の証拠隠しへも対応



(例) デジタル・フォレンジックの活用

背景

1990年代以降、パソコンをはじめとする情報処理機器やインターネット等の情報通信ネットワークの発展・普及に伴い、電子的な情報通信を利用した商品の売買やサービスの提供など（いわゆる電子商取引）が行われるようになりましたが、近年、ICT化が更なる発展を続けており、それに伴い、ビジネスの実態は大きく変化しています。

例えば、インターネットの通信規格が飛躍的に高速化し、これとあいまって、データやアプリケーション等のコンピューター資源をネットワーク経由で利用する「クラウドサービス」が普及を続けており、こうした変化により、例えば、デジタル・コンテンツの配信・利用など、ネットワークを通じて（従来は見られなかった）多様な取引が可能となっています。

また、スマートフォンやタブレット端末の普及により、事業者のみならず、消費者もネットワークを容易に利用できるようになり、働き方の多様化もあいまって、個人等が保有する活用可能な資産等をインターネット上のマッチングプラットフォームを介して提供する活動（いわゆるシェアリングエコノミー）や暗号資産（仮想通貨）取引等が増加してきています。

加えて、ネットワーク上では、例えば、広告料収入のみで運営され消費者が無償で利用できる、動画や音楽等のコンテンツ配信、スマートフォンの各種アプリケーション等も普及してきています。

以上のような取引は、ネットワーク上で行われているものであり、①広域的・国際的な取引が比較的容易である、②足が速い、③無店舗形態の取引やヒト・モノの移動を伴わない取引も存在するなど外観上、取引の実態が分かりにくい、④申告手続等に馴染みのない方も参入が容易である、などといった特徴を有しており、こうした取引に対しては、国税庁としての的確に対応しなければ、適正な申告を行っていない納税者を見逃すことになりかねません。

現に、国税局・税務署においてこれまで実施した調査において、動画配信、暗号資産（仮想通貨）取引、インターネット上のプラットフォームを介した売買、インターネット広告（アフィリエイト等）により多額の利益を得ているにもかかわらず、申告がなされていない事例なども散見されており、国外からのデジタルコンテンツ配信等の役務提供に係る消費税（いわゆるクロスボーダー消費税）を申告していない国外事業者も把握されています。

一方、諸外国においても、こうした新たな経済活動に対する適正申告や適正課税の方策が課題とされており、こうした課題について、OECD税務長官会議（FTA）において議論されてきました。本年3月には、こうした議論の成果が報告書として取りまとめられ、適正申告や適正課税を確保するための種々の方策が示されています。

これまで、国税庁においては、インターネットを介した取引について、全国税局・沖縄国税事務所に設置している「電子商取引専門調査チーム」を中心に、情報収集・分析等に取り組んできたところですが、以上のような環境変化を踏まえ、今後はシェアリングエコノミー等の新たな分野の経済活動にも的確に対応する必要があると考えています。

具体的には、こうした分野に係る情報収集を拡充し、収集した情報の分析機能を高めることにより、課税上問題があると見込まれる納税者を的確に把握し、適正な課税の確保に向けて、行政指導も含めた更なる取組が必要であると考えています。

情報収集・分析の充実

(1) 法的な枠組みの積極活用

国税庁では、課税上有効な情報を収集するため、事業者等に対して任意の協力を求め、必要な情報を照会していますが、取引を行う納税者の特定や情報の収集が困難なケースも存在してきたところです。しかし、暗号資産（仮想通貨）取引やインターネットを通じた業務請負の普及など、経済取引の多様化・国際化が進展する中、適正課税を確保するため、令和元（2019）年度税制改正において、現行実務上行っている事業者等に対する任意の照会（協力要請）について法令の規定が整備されるとともに、高額・悪質な無申告者等を特定するための情報について国税当局が事業者等に報告を求める仕組みが整備されました（令和2（2020）年1月1日以後に行う協力要請や報告の求めについて適用）。

また、海外取引や海外資産を把握する観点からは、国外送金等調書や国外財産調書をはじめとした各種の法定調書制度が設けられているほか、租税条約等に基づく外国の税務当局との情報交換の枠組み（CRSに基づく金融口座情報の自動的情報交換等）が設けられています。

国税庁としては、こうした法的な枠組みを積極的に活用して、シェアリングエコミー等新分野の経済活動に関する情報収集に努めていきます。

(2) プロジェクトチームの設置等

国税庁においては、全国税局・沖縄国税事務所に設置している「電子商取引専門調査チーム」を中心に、いわゆる電子商取引に関する情報収集・分析等に取り組んできたところですが（平成29事務年度情報収集件数：60万件程度）、シェアリングエコミー等の新たな分野の経済活動にも的確に対応するため、令和元（2019）年7月からは、「電子商取引専門調査チーム」をはじめ、関係部署の指名された職員で構成されるプロジェクトチームを全ての国税局・沖縄国税事務所に設置し、国税局・事務所間や関係部署間で緊密な連携・協調を図り、情報収集・分析等の取組を強化していきます（全国で200人規模を予定）。

(3) ICTの積極活用

これまでも国税庁においては、あらゆる機会を通じて課税上有効な情報の収集に努めてきましたが、今後はインターネット上で公開されている情報を効率的に収集する技術など、新たなICTの活用を進めるとともに、デジタル・テクノロジーに精通した人材の育成・登用を進めます。

また、大量で様々な情報を有効に活用していくため、こうした情報を一元的に管理し、マイナンバーや法人番号をキーとして資料情報の横断的な活用を目的としたシステムの整備にも取り組んでいます（令和2（2020）年1月開始予定）。

国税庁としては、こうしたシステムも活用して各種の情報を組み合わせた情報分析の充実を図り、シェアリングエコミー等新分野の経済活動について課税上問題があると見込まれる納税者を的確に把握し、適正課税の確保策（行政指導や調査の実施）へとつなげていきます。

効果的・効率的な適正課税の確保策の実施

(1) 適正申告のための環境作り

国税庁においては、①国税庁ホームページを通じた申告等の税務手続や取引に関する課税上の取扱いの情報発信、②申告・納付手続の利便性の向上、③仲介事業者や業界団体等を通じた適正申告の呼びかけを実施することにより、適正申告のための環境作りに取り組んでいます。

このうち、手続の利便性の向上については、本年、年末調整済みの給与所得者（1か所からの支払のみ）に対して利用可能な「スマートフォン専用画面」の提供を開始しましたが、副業や兼業をされる方等が増加傾向にあることも踏まえ、来年は、利用可能対象者の範囲を副業等の雑所得のある方、2か所以上の給与所得のある方等にも拡大することを予定しています。また、本年から導入したQRコードを利用したコンビニ納付の普及にも努めてまいります。

加えて、業界団体等を通じた適正申告の呼びかけについては、既に、一般社団法人日本仮想通貨交換業協会や一般社団法人シェアリングエコノミー協会を通じて、会員各社及びその利用者に対して、適正申告に向けた働きかけを行っているところですが、今後は、様々な取引についても、仲介事業者や業界団体等を通じた積極的な周知広報等を行ってまいります。

(2) 行政指導の実施

課税上問題があると見込まれる納税者のうち、自発的な適正申告の履行を促す観点から必要があると認められる納税者に対しては、お尋ね文書を送付するなどして、取引の有無やその内容について確認するといった対応を進めていきます。

その上で、修正申告や期限後申告が必要ではないかと思われる納税者に対しては、自主的な申告内容の見直しや申告の必要性の確認を要請することとします。

なお、こうした行政指導を効果的・効率的に実施するため、担当部署を設置することも検討してまいります。

(3) 厳正な調査の実施

大口・悪質な申告漏れ等が見込まれる納税者に対しては、厳正な調査を実施してまいります。

こうした調査において必要がある場合には、反面調査や租税条約等に基づく外国当局への情報提供要請を行い、的確に証拠収集や事実認定を行います。また、調査でデジタル・データを取り扱う必要がある場面などにおいては、国税局及び税務署に配置された情報技術専門官も必要に応じて対応し、デジタル・フォレンジックなどの手法・技術も活用しながら、的確な証拠の保全に努めてまいります。

なお、調査等実施後も申告状況を確認し、適正な申告が行われていない納税者に対しては、必要に応じて行政指導を実施するなどして、自発的な適正申告の履行を促し、適正な課税の確保に努めてまいります。

【取組事例 1】 周知広報施策①

【取組施策 1】（業界団体と協同した確定申告広報）

○ 業界団体による確定申告セミナーを後援

一般社団法人シェアリングエコノミー協会「確定申告2019!はじめてのシェアエコ確定申告入門講座」の後援・講師派遣。

【確定申告入門講座の様様】



出所：シェアリングエコノミー協会ホームページ (<https://sharing-economy.jp/ja/news/20190131/>)

○ 国税庁と業界団体が協同し、業界団体による次の周知・広報を実施

- 業界団体・会員企業等ホームページに確定申告特集ページへのリンクを掲載。
- プラットフォームよりサービスの利用者（民泊事業者、シェアワーカー等）に対して、適正申告を呼びかけるよう※、協会会員（プラットフォーム）へ依頼。

※ 確定申告に関する情報として、国税庁ホームページ（確定申告特集・タックスアンサー）等を案内

【リンク例】

一般社団法人
日本仮想通貨交換業協会
JVCEA - Japan Virtual Currency Exchange Association

文字サイズの変更 標準 大

サイト内検索 クエリ送信

HOME 協会概要 ニュース 会員紹介 お問い合わせ

お知らせ

2018年10月29日 [第二種会員の入会受付について](#)
お知らせ

2018年09月20日 [当協会会員における仮想通貨の不正流出について](#)
お知らせ

2018年08月03日 [認定資金決済事業者協会の申請について](#)

出所：日本仮想通貨交換業協会ホームページ (<https://jvcea.or.jp/>)


確定申告特集
ページへのリンク

【取組事例 2】 周知広報施策②

【取組施策 2】（国税庁ホームページへの掲載等）

○ 「確定申告においてご留意いただきたい事項」の掲載

副収入の申告漏れへの注意喚起として、ネットオークションやフリーマーケットアプリなどを利用した個人取引による所得、ビットコインをはじめとする仮想通貨の売却等による所得がある場合に、原則確定申告が必要な旨を国税庁ホームページに掲載。



忘れていませんか、その所得！
特に、以下の副収入の申告漏れにご注意ください。

- ネットオークションやフリーマーケットアプリなどを利用した個人取引による所得
- ビットコインをはじめとする仮想通貨の売却等による所得
- 競馬等のギャンブルから生じた所得

（具体例）

- ① 衣服・雑貨・家電などの資産の売却による所得
※ただし、生活に使用した資産の売却による所得は非課税（確定申告は不要）
- ② 自家用車などの貸付けによる所得
- ③ ヘビーシッターや家庭教師などの副業による所得

※ 上記の所得を含め年末調整を受けた給与所得以外の所得が 20 万円以下のサラリーマンの方は、確定申告は不要です。
医療費控除やふるさと納税（寄附金控除）などの適用を受ける場合は、20 万円以下であっても確定申告が必要です。

○ 「仮想通貨の計算書」の掲載等

適正申告に資するよう、一般社団法人日本仮想通貨交換業協会を通じて、仮想通貨交換業者が利用者に対して年間取引報告書を交付することを依頼しており、利用者が年間取引報告書を基に所得を計算できる「仮想通貨の計算書」を国税庁ホームページに掲載。

平成 30 年分 仮想通貨の計算書（総平均法用）
氏名 園税 太郎

- 仮想通貨の名称 **ビットコイン**
- 年間取引報告書に関する事項

取引所の名称	購入		売却	
	数量	金額	数量	金額
A 交換所	5.0	3,000,000	1.0	1,000,000
合計	5.0	3,000,000	1.0	1,000,000
- 上記 2 以外の取引に関する事項

月	日	取引先	摘要	購入等		売却等	
				数量	金額	数量	金額
10	1	●●電気	決済			1.0	1,000,000
合計				0	0	1.0	1,000,000
- 仮想通貨の売却原価の計算

数量	年始残高 (※)	購入等 (C)	総平均単価	売却原価 (※)	年末残高・翌年繰越 (H)
	(A)			(B)	
5.0	0	5.0	—	2.0	3.0
金額	(B)	(D) 3,000,000	(E) 600,000	(G) 1,200,000	(I) 1,800,000

※前年の(B) (I)を記載 ※売却した仮想通貨の取得価額
- 仮想通貨の所得金額の計算

収入金額		必要経費		所得金額
売却価額	証拠金（差益）	売却原価 (※)	手数料等	
2,000,000	500,000	1,200,000	10,000	1,290,000

※売却した仮想通貨の取得価額 【参考】 収入金額計 2,500,000 必要経費計 1,210,000

※色のついたセルに入力します。白色のセルは自動計算されます。